

申請書(申込書)に添付する書類

1 保育を必要とする理由を証明するための書類（父母それぞれの人ごとに必要です）

保育を必要とする理由	証明するための書類	備 考
常勤、パート、自営業、内職、農業等	○就労証明書	1 か月間で 30 時間以上就労していること ※令和 7 年 4 月 1 日以降は、就労時間の下限を変更し、「1 か月間で 48 時間以上就労していること」となります。 ※介護休業中または病気休暇中の場合は「保育を必要とする理由」に応じた書類の提出をお願いします。
妊娠、出産	○母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページの写し）	出産前の 8 週間（多胎妊娠の場合 1 4 週間）及び出産後 8 週間程度までの者
疾病、負傷	○医師の診断書	家庭での保育が困難である旨明記してあること
障害	○身体障害者手帳の写し ○療育手帳の写し ○精神障害者保健福祉手帳の写し	身体障害者手帳（1～4 級） 療育手帳（㉠㉡㉢） 精神障害者保健福祉手帳（1～3 級）
病気の人を介護、看護	〔○介護・看護申立書 ○医師の診断書又は介護保険被保険者証の写し(要介護 3～5)など	親族を常時介護・看護していること
身体障害、知的障害、精神障害のある人を介護	〔○介護・看護申立書 ○医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、通園・通学証明書など	
災害復旧	○申立書 （り災証明書がある場合は証明書等）	震災、風水害、火災、その他災害により自宅又は親族宅の復旧に当たっていること
求職活動	○求職活動状況申立書	入所期間は、入所日から起算して 3 か月目の日の属する月の末日まで
就学	○在学証明書など	1 か月の就学時間がわかる書類（時間割やカリキュラム等）を添付してください
虐待、DV	○配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書など	配偶者暴力相談支援センター等が発行した「DV 被害者が相談した事実を記載した書面」など

※ 上記の書類は、申請締切日の 3 か月前の月の初日以降の証明日のものが必要です(母子健康手帳、身体障害者手帳等を除く。)。また、証明書等の内容によっては、保育が必要であると認められない場合や上記以外にも書類を提出していただくことがあります。

2 世帯状況（ひとり親世帯）を確認するための書類

遺族年金証書の写し、児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍全部事項証明書の原本（住民票不可）など

3 利用者負担額（保育料）及び保育園等副食費免除の決定のための書類

(1) 市町村民税額が確認できる書類（市民税・県民税課税台帳記載事項証明書等）

① 入所希望日が、1 月 1 日～8 月 3 1 日の場合

・入所希望日が属する年の前年 1 月 1 日に広島市に居住していた人……………不要

・入所希望日が属する年の前年 1 月 1 日に広島市に居住していなかった人…**前年度の市町村民税額が確認できる書類**

② 入所希望日が、9 月 1 日～1 2 月 3 1 日の場合

・入所希望日が属する年の 1 月 1 日に広島市に居住していた人……………不要

・入所希望日が属する年の 1 月 1 日に広島市に居住していなかった人…**今年度の市町村民税額が確認できる書類**

個人番号を利用して、広島市が他市町村へ市町村民税額等を照会することにより、市町村民税額が確認できる書類（市民税・県民税課税台帳記載事項証明書等）の提出を省略することができます。

個人番号の申し出に当たっては、以下の書類をご提出ください。

① 個人番号（マイナンバー）申出書

② 申請者の個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード等）

③ 申請者の身元確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※ 1 広島市外で市町村民税が課税されている人、海外で給与を受け取っている人は書類が必要な場合がありますので、ご相談ください。このほかにも、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

※ 2 **申請(申込)子どもと生計を一にする父母それぞれの人ごとに必要です。**

（世帯状況によっては、祖父母等の書類も必要な場合があります。）

(2) 障害児(者)と同居の世帯…

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書の写しなど

(3) 生活保護受給世帯…

○生活保護被保護者証明書の写しなど